

福島県感染症拡大防止に向けた協力要請

福島県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、福島県全域を対象に、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対し、時間短縮営業の協力を要請します。

◇営業時間短縮の協力要請の内容

対象地域	福島県（全域）
要請内容	午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
対象期間	令和3年 1月15日（金）午後 8時から 令和3年 2月 8日（月）午前 5時まで
対象施設	①接待を伴う飲食店 ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）
相談窓口	福島県時短要請コールセンター 電話 024-521-8622（受付時間9時～17時） ※平日のみ

事業の詳細は[こちら](#)